

阿見町メタバース空間構築業務公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

メタバース版“泳げる霞ヶ浦 Myあみビーチ VR”を構築する。「未来の泳げる霞ヶ浦」を体験できる 3D 空間を構築することにより、霞ヶ浦浄化の啓発を行い、かつて泳げた霞ヶ浦を取り戻すための行動を促すとともに、町の PR の起爆剤とする。さらには、この空間を町のイベントのオンライン会場として活用し、健康上の不安や障害のために現実での参加が難しい町民も参加できる環境を整える。

本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

2. 業務概要

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (ア) 業務名称 | R07 阿見町メタバース空間構築業務 |
| (イ) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (ウ) 業務期間 | 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (エ) 施行予定額(予算額) | 9,240,000 円(税込み) |

3. 参加資格

参加資格は次の項目をすべて満たす業者からの公募とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (ウ) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、阿見町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団関係者」という。)でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、阿見町建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (エ) 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納していないこと。
- (オ) 参加資格申出書(様式第 1 号)の提出時点で、官公庁または民間事業者からのメタバース空間構築業務若しくは類似した業務の受託実績があること。
- (カ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4. 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により応募すること。なお、提出書類に基づく第一次選考を実施する。

- (ア) 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日(金曜日) 17 時必着とする
- (イ) 提出方法 (エ)に規定する提出書類を押印後 PDF 化し、これらを添付した電子メールによる(持参等その他の方法は受け付けない)
- (ウ) 提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール:seisakukikakuka@town.ami.lg.jp
- (エ) 提出するもの
 - ① 参加資格申出書(様式第 1 号)
 - ② 実績報告書(様式第 2 号)
 - ③ 管理者及び主担当者等経歴書(様式第 3 号)
- (オ) 選考結果の通知 令和 7 年 6 月 13 日(金曜日) までに郵送(又は電子メール)により通知する。

5. 質疑の受付と回答

参加表明書類を提出した者のうち、本実施要項に関して不明な点がある場合には、次により質問書(様式第 4 号)を提出することができる。

- (ア) 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日(金曜日) 17 時必着とする
- (イ) 提出方法 押印後 PDF 化し、これを添付した電子メールによる
(持参等その他の方法は受け付けない)
- (ウ) 提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール:seisakukikakuka@town.ami.lg.jp
- (エ) 回答方法 参加者より質問があった場合、すべての事項を取りまとめの上、回答書を電子メールにて参加表明者全員に送信する
(回答は令和 7 年 6 月 11 日(水曜日) を予定)

6. 企画提案書の提出

参加表明者(第一次選考実施の場合は、選考通過者)は、次により企画提案書を提出すること。

- (ア) 提出期限 令和 7 年 6 月 18 日(水曜日) 17 時必着とする
- (イ) 提出方法 PDF 化し、これを添付した電子メールによる
(その他の方法は受け付けない)
- (ウ) 提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール:seisakukikakuka@town.ami.lg.jp
- (エ) 書式と枚数 書式等は任意とし、A4 サイズ 10 ページ程度を限度とする
ただし、企画提案内容に応じた見積書を、これとは別に添付することができる
- (オ) 記載すべき共通事項

- ① 提案の特徴と全体像
- ② 使用するプラットフォームの種類
- ③ 未来の泳げる霞ヶ浦のビーチ及びゲーム要素の制作イメージ
- ④ イベント会場の制作イメージ
- ⑤ 2年目以降の活用に関する提案
- ⑥ 本業務のスケジュール
- ⑦ 本業務にかかる費用の見積り・2年目以降の活用に関する提案内容にかかる費用の見積り

7. プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。

- | | |
|----------|---|
| (ア)日 時 | 令和 7 年 6 月 25 日(水曜日) 時間は追って連絡 |
| (イ)場 所 | 阿見町役場 3 階 場所は追って連絡 |
| (ウ)内 容 | 提出した企画提案書の内容説明(20 分以内)
質疑応答(10 分程度) |
| (エ)出席者 | 説明者は 3 名以内
ただし、本業務にて予定される管理者及び主担当者を含むこと |
| (オ)使用機器等 | パソコン、プロジェクター、その他を持参し、使用することができる
(本町では電源及びスクリーン以外の用意はしない) |
| (カ)配布資料 | 提出のあった企画提案書を本町で用意する。
なお、企画提案書以外の資料を配布することは一切認めない |
| (キ)失 格 | 欠席または遅刻した者は失格とする |
| (ク)その他 | 準備にあてることのできる時間は、5 分程度とする |

8. 選考方法

(ア)第一次選考

本町が求める経験と技術力が不足する事業者を見極めるとともに、さらにはプレゼンテーション実施上の制約に照らし、次の項目を比較評価し、概ね 4 者以内となるよう選考し、様式第 5 号及び様式第 6 号により通知する。

- ① 担当者の持つ経験と技術力
- ② 類似業務の実績

(イ)第二次選考

経験と技術力に基づいた本業務に対する企画・提案をもとに、特に組織力、体制、及び担当者の力量を測るため、次の方法により選考する。

- ① 審査は、本町が別に定める審査委員により行う
- ② 評価は事前に本町が定める審査項目と配点に基づき、各審査員の点数を合計したものとす(別紙参照)

9. 結果の通知

- (ア)通知予定日 令和 7 年 7 月上旬
- (イ)通知の方法 電子メールとともに、文書をもって参加者全員に結果を様式第 7 号～様式第 9 号により通知する。
- (ウ)通知の内容 最も評価の高い参加者を第一優先候補者とし、次点を第二優先候補者として通知する(順位のみ参加者全員に通知する)
- (エ)その他 第一優先候補者及び第二優先候補者のいずれとも何らかの事由により契約に至らない場合、得点の高い参加者の順により、契約に向けた協議を行う

10. 辞退

- (ア)参加者の都合により辞退する場合には、辞退届(様式第 10 号)に必要事項を記載し、記名押印の上、持参または郵送すること。
- (イ)辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は一切生じない。

11. 失格等

- (ア)提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とする。
- (イ)提出書類が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とする。
- (ウ)契約に至るまでの間、本町が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とする。

12. 契約の締結

- (ア)優先候補者を契約予定者として、契約締結に向けた協議を行う。
- (イ)契約予定者から提示された企画提案内容等を基本として、阿見町契約規則(平成 12 年規則第 1 号)に基づき随意契約を行う。
- (ウ)契約予定日は、令和 7 年 7 月下旬を予定する。

13. 留意事項

- (ア)本町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (イ)本プロポーザルへの参加費用、その他費用については、すべて参加者の負担とする。
- (ウ)企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を町が認めた場合、または、本プロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で本町からの指示があったものについては、この限りではない。
- (エ)提出書類等は返却しない。
- (オ)提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (カ)提出書類等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、阿見町情報公開条例(平成 12 年 12 月 26 日条例第 41 号)に基づき公開することがある。
- (キ)選考結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会は一切応じない。

(ク) 本プロポーザルの契約締結に至るまでのスケジュールは、概ね参考資料のとおりとする。

14. 担当窓口(提出先及び連絡先)

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町 町長公室 政策企画課

電話:029-888-1111(内 226) FAX:029-887-9560

電子メール:seisakukikakuka@town.ami.lg.jp

R07 阿見町メタバース空間構築業務 スケジュール(予定)

日程	内容	備考
5 月 30 日(金)	公表	
6 月 6 日(金)午後 5 時	参加表明書〆切	様式第 1 号～第 3 号 メール提出
6 月 6 日(金)午後 5 時	企画提案書質問〆切	様式第 4 号 メール提出
6 月 11 日(水)	企画提案書質問回答	
6 月 13 日(金)	第一次審査発表	書類審査
6 月 18 日(水)午後 5 時	企画提案書〆切	企画提案書及び見積書(様式は任意。) メール提出
6 月 25 日(水)	第二次審査実施	プレゼンテーション
7 月上旬	最終結果発表	
7 月下旬	仕様書修正打合せ	
7 月下旬	契約締結、業務開始	